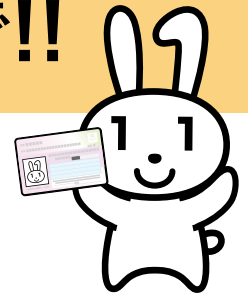




# 医療機関等の受診は マイナ保険証で!!




令和7年12月2日より、医療機関等への受診の際は、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を提示することが原則となりました。

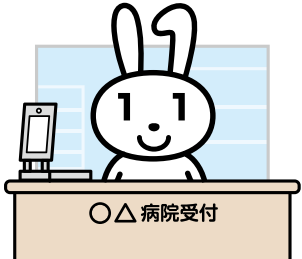
まだ、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方、マイナンバーカードを作っていない方は、早めに手続きを行いましょ。

## 医療機関等の受診方法

### ① マイナ保険証



基本の  
受診方法



### ② マイナンバーカード+資格情報のお知らせ（またはマイナポータルでの資格情報）



#### <資格情報のお知らせ>

マイナンバーの登録完了をお知らせし、ご自身の健康保険の資格等の情報を表示したものです。

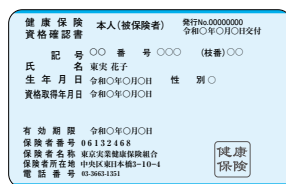
#### <マイナポータルでの資格情報>

マイナポータルは行政が運営するオンラインサービスで、アプリをダウンロードすると、健康保険の資格情報を確認することができます。

マイナポータルは  
こちら



### ③ 資格確認書



#### <資格確認書>

マイナ保険証をお持ちでない方などに交付します。



## マイナ保険証の利用登録は簡単です!

セブン銀行ATMでマイナンバーカードとマイナンバー取得時に登録した暗証番号(数字4桁)が必要です

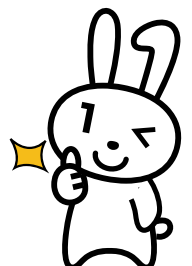


医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードが必要です



スマホで専用サイトから

マイナンバーカードとマイナンバー取得時に登録した暗証番号(数字4桁)、マイナポータルアプリのダウンロードが必要です



マイナンバーカードを持っていない方は右記から申請をしてください。

- 「マイナンバーカード交付申請書」(自治体から送付されたもの、ダウンロードもできます)を郵送
- オンライン(スマホやPC)
- まちなかの証明写真機

詳しくはマイナンバーカード総合サイトへ➡

